

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	松戸市 公営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、公営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の目的 松戸市(以下「本市」という。)が低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するためには、市営住宅の維持管理が適切に行われなければならない。</p> <p>2. 事務の全体概要 市営住宅の維持管理は、公営住宅法及び松戸市営住宅設置及び管理に関する条例に基づきなされている。市営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するため、その世帯ごとの所得によって家賃算定が行われるとともに、住宅に困窮していること等の申込資格を設けている。また、入居後の住民に対しても、継続して家賃算定及び入居資格を有することが必要とされる。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 本市では、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるものについて、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)収入申告の受理、その申告の事実に係る審査又は応答に関する事務 (2)家賃、金銭、敷金の減免申請の受理、その申請の事実に係る審査又は応答に関する事務 (3)敷金の徴収に関する事務 (4)家賃、金銭、敷金の徴収猶予の受理、その申請の事実に係る審査又は応答に関する事務 (5)入居の申込みの受理、その申込みの事実に係る審査又は応答に関する事務 (6)事業主体の承認の申請の受理、その申請の事実に係る審査又は応答に関する事務 (7)明渡しの請求に関する事務 (8)家賃の決定、金銭の徴収に関する事務 (9)期限の延長の申出の受理、申出の事実に係る審査又は応答に関する事務 (10)あっせん等に関する事務 (11)収入状況の報告の請求等に関する事務 (12)松戸市営住宅設置及び管理に関する条例で定める事務</p>
③システムの名称	1.公営住宅管理システム 2.庁内共通連携基盤システム 3.中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅個人情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一 19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第22条(別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松戸市 街づくり部 住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市 街づくり部 住宅政策課 電話番号 047-366-7366

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	評価実施機関における担当部署	②所属長 中村 裕行	②所属長 小林 清	事後	人事異動
平成28年6月30日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
平成30年7月31日	評価実施機関における担当部署	②所属長 小林 清	②所属長 児嶋 秋雄	事後	人事異動
平成30年7月31日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I-5②評価実施機関における担当部署	所属長 児嶋 秋雄	住宅政策課長	事後	様式変更
令和1年6月27日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策		リスク対策記載	事後	様式変更
令和2年7月10日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅳ-8 監査	【○】自己点検【 】内部監査【○】外部監査	【○】自己点検【○】内部監査【 】外部監査	事後	時点修正